

令和4年2月9日

お客さま各位

## 旧姓による預金口座開設の取扱いについて

当金庫では、働きやすい社会づくりの一環として、ご希望の方に旧姓での預金口座開設の取扱いを行っています。本件は、内閣府が関係各省と連携のもと取組みを進める、女性活躍の視点に立った制度等の整備における「旧姓の通称としての使用の拡大」およびSDGsの目標を推進する活動に呼応するものです。当金庫は今後も、すべての人が働きやすい環境の整備に取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 取引の種類

預金取引のみ

※マル優、投資信託、公共債、融資をご利用のお客さまは対象外となります。

#### 2. ご提示いただく本人確認書類

現姓と旧姓が併記された以下の本人確認書類をご提示ください。

- ・運転免許証
- ・個人番号カード
- ・住民票 等

#### 3. 受付場所

店頭窓口での取扱いとなります。

#### 4. その他

- (1) 本人確認書類の旧姓併記は、お住いの市区町村への申請が必要となります。
- (2) 男性のお客さまも、旧姓使用のお取扱いがご利用いただけます。

以上